

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 四 号

平成二十年十一月十八日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 田村 憲久君

理事 上川 陽子君

理事 後藤 茂之君

理事 三ツ林隆志君

理事 山井 和則君

理事 赤池 誠章君

理事 井澤 京子君

理事 大野 松茂君

理事 川条 志嘉君

理事 清水鴻一郎君

理事 谷畑 孝君

理事 とかしきなおみ君

理事 徳田 毅君

理事 西本 勝子君

理事 林 潤君

理事 馬渡 龍治君

理事 内山 晃君

理事 菊田真紀子君

理事 園田 康博君

理事 細川 律夫君

理事 柚木 道義君

理事 古屋 範子君

理事 阿部 知子君

理事 鴨下 一郎君

理事 西川 京子君

理事 山田 正彦君

理事 榎屋 敬悟君

理事 新井 悦二君

理事 井上 信治君

理事 金子善次郎君

理事 木村 義雄君

理事 高鳥 修一君

理事 土屋 正忠君

理事 戸井田とおる君

理事 長崎幸太郎君

理事 萩原 誠司君

補欠選任

遠藤 宣彦君

木原 誠二君

杉村 太藏君

富岡 勉君

糸川 正晃君

同日

辞任

土屋 正忠君

徳田 毅君

馬渡 龍治君

安井潤一郎君

下地 幹郎君

補欠選任

杉村 太藏君

木原 誠二君

遠藤 宣彦君

富岡 勉君

糸川 正晃君

同日

辞任

土屋 正忠君

徳田 毅君

馬渡 龍治君

安井潤一郎君

下地 幹郎君

補欠選任

杉村 太藏君

木原 誠二君

遠藤 宣彦君

富岡 勉君

糸川 正晃君

同日

辞任

土屋 正忠君

徳田 毅君

馬渡 龍治君

安井潤一郎君

本日

の会議に付した案件

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十六回国会開法第八号)

○田村委員長

これより会議を開きます。

第百六十六回国会、内閣提出、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、第百六十六回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

労働基準法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長

この際、本案に対し、後藤茂之君

外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。細川

律夫君。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○細川委員

た、いま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、使用者が一月間について六十時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増し賃金率を五割に引き上げるものとすること。

第二に、原案において、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日となつてゐる施行期日を平成二十二年四月一日に改めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田村委員長

以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○田村委員長

これより質疑に入るものであります

が、その申し出がありませんので、原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。高橋千鶴子君。

○高橋委員

私は、日本共産党を代表し、内閣提出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

この数年来、総実労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなつており、有給休暇の取得率も年々低下をしております。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が八十一人と過去最多となり、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。

こうした実態を抜本的に改善するためには、残業時間の割増し率を均衡割増し賃金率に相当する五〇％に引き上げること、残業時間の上限を法律で規制すること、日々の長時間労働を規制するため、EU諸国と同様に連続休息時間を二十四時間のうち十一時間は確保すること等がどうしても必要であり、そうした法改正こそ求められております。この点で本改正案は極めて不十分と言わなければなりません。

反対理由の第一は、過労死ラインと言われている月八十時間超でなければ、割増し賃金率が五〇％にならない点です。これでは、国が過労死ラインまでは残業させても構わないとお墨つきを与えるようなものであり、過労死を生み出すような長時間労働を固定化することにつながりかねません。

第二は、月八十時間を超える残業となつた労働者に、引き上げ分の割増し賃金の支払いのかわりに年休でない有給休暇を与えることを可能としている点です。

労働者の健康にとつて一日の労働時間そのものを短縮することが必要です。残業時間を休暇で代替する方法では、業務の繁忙期に長時間労働が集中するおそれがあります。そもそも、年次有給休暇の取得率さえ低下し続けているもので代替休暇だけ保障するといつても実効性がありません。

第三は、割増し賃金率の引き上げについて、

出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

この数年来、総実労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなつており、有給休暇の取得率も年々低下をしております。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が八十一人と過去最多となり、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。

こうした実態を抜本的に改善するためには、残業時間の割増し率を均衡割増し賃金率に相当する五〇％に引き上げること、残業時間の上限を法律で規制すること、日々の長時間労働を規制するため、EU諸国と同様に連続休息時間を二十四時間のうち十一時間は確保すること等がどうしても必要であり、そうした法改正こそ求められております。この点で本改正案は極めて不十分と言わなければなりません。

反対理由の第一は、過労死ラインと言われている月八十時間超でなければ、割増し賃金率が五〇％にならない点です。これでは、国が過労死ラインまでは残業させても構わないとお墨つきを与えるようなものであり、過労死を生み出すような長時間労働を固定化することにつながりかねません。

第二は、月八十時間を超える残業となつた労働者に、引き上げ分の割増し賃金の支払いのかわりに年休でない有給休暇を与えることを可能としている点です。

労働者の健康にとつて一日の労働時間そのものを短縮することが必要です。残業時間を休暇で代替する方法では、業務の繁忙期に長時間労働が集中するおそれがあります。そもそも、年次有給休暇の取得率さえ低下し続けているもので代替休暇だけ保障するといつても実効性がありません。

第三は、割増し賃金率の引き上げについて、

出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

この数年来、総実労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなつており、有給休暇の取得率も年々低下をしております。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が八十一人と過去最多となり、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。

こうした実態を抜本的に改善するためには、残業時間の割増し率を均衡割増し賃金率に相当する五〇％に引き上げること、残業時間の上限を法律で規制すること、日々の長時間労働を規制するため、EU諸国と同様に連続休息時間を二十四時間のうち十一時間は確保すること等がどうしても必要であり、そうした法改正こそ求められております。この点で本改正案は極めて不十分と言わなければなりません。

反対理由の第一は、過労死ラインと言われている月八十時間超でなければ、割増し賃金率が五〇％にならない点です。これでは、国が過労死ラインまでは残業させても構わないとお墨つきを与えるようなものであり、過労死を生み出すような長時間労働を固定化することにつながりかねません。

第二は、月八十時間を超える残業となつた労働者に、引き上げ分の割増し賃金の支払いのかわりに年休でない有給休暇を与えることを可能としている点です。

労働者の健康にとつて一日の労働時間そのものを短縮することが必要です。残業時間を休暇で代替する方法では、業務の繁忙期に長時間労働が集中するおそれがあります。そもそも、年次有給休暇の取得率さえ低下し続けているもので代替休暇だけ保障するといつても実効性がありません。

第三は、割増し賃金率の引き上げについて、

出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

この数年来、総実労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなつており、有給休暇の取得率も年々低下をしております。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が八十一人と過去最多となり、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。

こうした実態を抜本的に改善するためには、残業時間の割増し率を均衡割増し賃金率に相当する五〇％に引き上げること、残業時間の上限を法律で規制すること、日々の長時間労働を規制するため、EU諸国と同様に連続休息時間を二十四時間のうち十一時間は確保すること等がどうしても必要であり、そうした法改正こそ求められております。この点で本改正案は極めて不十分と言わなければなりません。

反対理由の第一は、過労死ラインと言われている月八十時間超でなければ、割増し賃金率が五〇％にならない点です。これでは、国が過労死ラインまでは残業させても構わないとお墨つきを与えるようなものであり、過労死を生み出すような長時間労働を固定化することにつながりかねません。

第二は、月八十時間を超える残業となつた労働者に、引き上げ分の割増し賃金の支払いのかわりに年休でない有給休暇を与えることを可能としている点です。

労働者の健康にとつて一日の労働時間そのものを短縮することが必要です。残業時間を休暇で代替する方法では、業務の繁忙期に長時間労働が集中するおそれがあります。そもそも、年次有給休暇の取得率さえ低下し続けているもので代替休暇だけ保障するといつても実効性がありません。

第三は、割増し賃金率の引き上げについて、

出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

この数年来、総実労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなつており、有給休暇の取得率も年々低下をしております。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が八十一人と過去最多となり、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。

こうした実態を抜本的に改善するためには、残業時間の割増し率を均衡割増し賃金率に相当する五〇％に引き上げること、残業時間の上限を法律で規制すること、日々の長時間労働を規制するため、EU諸国と同様に連続休息時間を二十四時間のうち十一時間は確保すること等がどうしても必要であり、そうした法改正こそ求められております。この点で本改正案は極めて不十分と言わなければなりません。

反対理由の第一は、過労死ラインと言われている月八十時間超でなければ、割増し賃金率が五〇％にならない点です。これでは、国が過労死ラインまでは残業させても構わないとお墨つきを与えるようなものであり、過労死を生み出すような長時間労働を固定化することにつながりかねません。

第二は、月八十時間を超える残業となつた労働者に、引き上げ分の割増し賃金の支払いのかわりに年休でない有給休暇を与えることを可能としている点です。

労働者の健康にとつて一日の労働時間そのものを短縮することが必要です。残業時間を休暇で代替する方法では、業務の繁忙期に長時間労働が集中するおそれがあります。そもそも、年次有給休暇の取得率さえ低下し続けているもので代替休暇だけ保障するといつても実効性がありません。

第三は、割増し賃金率の引き上げについて、

出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

この数年来、総実労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなつており、有給休暇の取得率も年々低下をしております。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が八十一人と過去最多となり、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。

こうした実態を抜本的に改善するためには、残業時間の割増し率を均衡割増し賃金率に相当する五〇％に引き上げること、残業時間の上限を法律で規制すること、日々の長時間労働を規制するため、EU諸国と同様に連続休息時間を二十四時間のうち十一時間は確保すること等がどうしても必要であり、そうした法改正こそ求められております。この点で本改正案は極めて不十分と言わなければなりません。

反対理由の第一は、過労死ラインと言われている月八十時間超でなければ、割増し賃金率が五〇％にならない点です。これでは、国が過労死ラインまでは残業させても構わないとお墨つきを与えるようなものであり、過労死を生み出すような長時間労働を固定化することにつながりかねません。

第二は、月八十時間を超える残業となつた労働者に、引き上げ分の割増し賃金の支払いのかわりに年休でない有給休暇を与えることを可能としている点です。

労働者の健康にとつて一日の労働時間そのものを短縮することが必要です。残業時間を休暇で代替する方法では、業務の繁忙期に長時間労働が集中するおそれがあります。そもそも、年次有給休暇の取得率さえ低下し続けているもので代替休暇だけ保障するといつても実効性がありません。

第三は、割増し賃金率の引き上げについて、

出の労働基準法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

委員の異動

十一月十八日

中小企業には当分の間、適用しないとしている点です。そもそも、労働条件の最低基準を刑事罰をもって守らせるための労働基準法に、大企業と中小企業の労働者で異なる基準を持ち込むことには問題があります。また、大企業の割り増し賃金率が引き上げられることが傘下の下請中小企業の長時間労働を招くというおそれもあります。

なお、提案された修正案についてですが、割り増し賃金率を五〇％に引き上げる時間外労働時間を六十時間超とすることで、時間外労働の抑制に一定の効果は期待されるものの、本法案の問題点を抜本的に改善するものではないため、反対することを述べ、討論とします。

○田村委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、たがいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案及び修正案につきまして、反対討論を行います。

世界的な金融危機の中で日本経済もいよいよ不況に突入するというこの時期に、まず求められているのは雇用確保であり、同時に、働いている労働者が過重労働にならないようにすることです。バブル経済崩壊後の長期不況の中で、非正規雇用

に代替され、正社員は過重労働となり、多数の自殺者が出るなどの問題が表面化しました。今政治に求められている役割は、非正規雇用の均等待遇実現であり、また、過重労働に対する明確な規制です。その意味で、今回の労働基準法改正の持つ意味は極めて大きいと思います。

ところが、時間外に対する規制について政府案では、五〇％の割り増しを、これ以上時間外労働をすれば過労死とされる月八十時間に設定しています。この政府案から月六十時間に引き下げた修正案につきましては、確かに半歩前進であることは事実ですが、国際的な水準からすれば極めて低いものです。しかも、月四十五時間を超える時間外労働については、法定の二五％を超える割り増し率の引き上げと時間短縮については努力義務と

したにすぎません。さらに問題なのは、月六十時間を超える時間外労働に対して五〇％の割り増し率とするという規定は、中小企業の労働者は対象外となっていることです。附則で三年後に検討としているにすぎません。中小企業は企業数で九・二％を占め、そこに働く労働者は常用雇用で六三・八％、非正規を含めると日本の労働者の八割以上を占めると言われています。改正の適用を受ける労働者はごくわずかにすぎないのです。中小企業の経営実態に配慮するとしても、少なくとも実施時期の三年間の猶予にとどめるべきと考えます。

さらに、月六十時間を超えて時間外労働をさせる場合、割り増し賃金を払わずに有給休暇を与えてもよいという規定があります。長時間労働者には賃金よりも休暇を与えた方がよいというのは、一見もつともらしく見えますが、そうした長時間労働を強いられる労働者は有給休暇もとれないのが実態であり、既に保有している有給休暇に一日、二日の有給休暇をプラスしても、ほとんど意味がないと思われます。逆に、割り増し賃金分を支払わなくて済むという意味で、使用者側にメリットがあると言われても仕方がないのではないのでしょうか。

こうした緩い規制の上に抜け道だけでは、命をも落としかねない過重労働という現実を何ら解決できないばかりか、長時間労働の抑制を主目的とする本改正案は、ほとんど実効性がないと言わざるを得ません。

修正案は、確かに現状よりも、さらには政府案よりも改善されていることは認めます。その限りで賛成という態度表明もあり得ますが、過労死をなくす、過重労働を軽減することにに向けた明確な規制が問われている今日の状況を踏まえ、あえて反対といたしました。政府も議会もはつきりとした意思を持って大胆に動き出す時期が来ていることを訴え、私の反対討論といたします。

○田村委員長 以上で討論は終局いたしました。

○田村委員長 これより採決に入ります。

第百六十六回国会、内閣提出、労働基準法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、後藤茂之君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、たがいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

たがいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次回は、明十九日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十一分散会

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「第三十九条第七項」を「第三十九条第八項」に改める。

第三十六条第二項中「労働時間の延長の限度」の

下に「当該労働時間の延長に係る割増賃金の率」を加える。

第三十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について八十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第三十七条第二項の次に次の一項を加える。

使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇(第三十九条の規定による有給休暇を除く。)を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

第三十八条の四第五項中「第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項」の下に、「第三十七条第三項」を加え、「次条第五項及び第六項ただし書」を「次条第四項、第六項及び第七項ただし書」に、「第三十六条、第三十八条の二第二項」を「第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条の二第二項」に改め、「第三十六条第二項」の下に、「第三十七

条第三項」を加える。

第三十九条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第六項中「有給休暇の期間」の下に「又は第四項の規定による有給休暇の時間」を加え、「平均賃金又は」を「それぞれ、平均賃金若しくは」に改め、「通常の賃金」の下に「又はこれらの額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定

した額の賃金を加え、「その期間について」を「その期間又はその時間について、それぞれ」に改め、「相当する金額」の下に「又は当該金額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した金額」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。

一 時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
二 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数(五日以内に限る。)
三 その他厚生労働省令で定める事項
第六十六条第一項中「第三十六条第一項」の下に「第三十七条第三項」を加え、「第三十九条第五項及び第六項ただし書」を「第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書」に改める。
第六百十四条中「第三十九条第六項」を「第三十九条第七項」に改める。
第六百三十六條中「第三項」を「第四項」に改める。
附則に次の一条を加える。

第六百三十八條 中小事業主(その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百

人)以下である事業主をいう。)の事業については、当分の間、第三十七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法(以下この条において「新法」という。)第三十七条第一項ただし書及び第六百三十八條の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方公務員法の一部改正)

第四條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出しを(他の法律の適用除外等)に改め、同条第三項中「第三十二条の五」の下に、「第三十七条第三項」を加え、「第三十九條第五項」を「第三十九條第六項」に改め、同条第四項中「とする」を「と、同法第三十九條第四項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働

者が有給休暇を時間単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより」とあるのは「前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは」とする」に改める。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正)

第五條 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第三十六條第一項、第三十八條の二第二項」を「第三十六條第一項、第三十七條第三項、第三十八條の二第二項」に、「第三十九條第五項」を「第三十九條第四項及び第六項」に改める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法等の一部改正)

第六條 次に掲げる法律の規定中「第三十九條第七項」を「第三十九條第八項」に改める。

一 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)第七條第五項
二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十條第一項
三 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十九條第五項

理由

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十七條第一項にただし書を加える改正規定中「八十時間」を「六十時間」に改める。

附則第一条中「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

平成二十年十一月二十八日印刷

平成二十年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A